

天体発見賞に関する細則 <改正> (下線部分が改正箇所です)

従前の会則	改正	理由
第1条 目的：		
第4条 受賞資格：	第4条 受賞資格：	
<p>本賞は、新天体発見当日以前に、本会に入会している人で、日本国内に在住している人に授与する。また、アマチュアであって、アマチュアの望遠鏡（他のアマチュアのものでも良い）で発見した天体に限る。</p>	<p>本賞は、新天体発見当日以前に、本会に入会している人で、会費が納入されていて、日本国内に在住している人に授与する。また、アマチュアであって、アマチュアの望遠鏡（他のアマチュアのものでも良い）で発見した天体に限る。<u>在外会員については賞状またはメダルが授与される。</u></p>	<p>在外会員についての取扱いの明記</p>
第6条 選考委員会の設置：	第6条 選考委員会の設置：	
<p>本賞の受賞者を選考するため、天体発見賞選考委員会を設置し、選考の結果を評議員会に報告する。委員は、評議員会の合議により任命し、任期は3年とする。なお、委員の留任は、これを妨げない。</p>	<p>本賞の受賞者を選考するため、天体発見賞選考委員会を設置し、<u>速報部長を委員長とする。選考はメールなどにより合意を得ることができ、選考の結果を理事会に報告する。</u>委員は、<u>理事会の合議により任命し</u>、任期は3年とする。なお、委員の再任は、これを妨げない。</p>	<p>委員長の選任と評議員会を理事会とする</p>
第7条 選考期間と表彰：	第7条 選考期間と表彰：	
<p>受賞の対象となる発見は、総会から次期総会までのおよそ一年間を目安として区切る。表彰は、総会で行なう。その際、受賞者には、旅費の一部を補助する。</p>	<p>受賞の対象となる発見は、総会から次期総会までのおよそ一年間を目安として区切る。表彰は、総会で行なう。その際、受賞者には、<u>旅費の一部を補助する。ただし在外会員については支給しない。</u></p>	<p>在外会員についての取扱いの明記</p>
第10条 実施時期：	第10条 実施時期：	
<p>この細則（改定部）は、2008年8月1日以降に発見された新天体発見より実施する。</p>	<p>第59条 この会則は2010年総会にての承認の時から施行する。</p>	